

法 令 名	徳島県南海トラフ巨大地震等 に係る震災に強い社会づくり条例 (平成24. 12. 21徳島県条例第六十四号)
制 度 の 趣 旨	南海トラフを震源とする巨大地震、中央構造線活断層帯を震源とする直下型地震等による震災から、県民の生命、身体及び財産を保護するため、震災対策に関し、基本理念を定め、県民、自主防災組織、学校等及び事業者の役割並びに県の責務を明らかにし、関係者相互の緊密な連携及び協働を促進するとともに、より実効性のある具体的な施策を定めることにより、震災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって震災に強い社会の実現に寄与することを目的とする。 (条例第1条)
指 定 区 域	知事が関係する市町村の長の意見を聴いて、特定活断層調査区域を指定する。 ○特定活断層調査区域 特定活断層（地震防災対策特別措置法(平成七年法律第百十一号)第十条第一項に規定する地震調査委員会において長期評価が行われている中央構造線断層帯のうち讃岐山脈南縁に係る部分をいう。以下同じ。）の変位による被害を防止するため、特定活断層の位置に関する調査が必要な土地の区域。(条例第55条)
規 制 等 の 内 容	○特定活断層調査区域において次に掲げる建築物又は施設(以下「特定施設」という。)の新築、改築又は移転(以下「新築等」という。)をしようとする者は、特定活断層の直上への当該特定施設の新築等を避けなければならない。 一 学校、病院その他の多数の者が利用する建築物であって規則で定めるもの 二 火薬類、石油類その他の危険物であって規則で定めるものを貯蔵する施設 ○特定活断層調査区域において特定施設の新築等をしようとする者は、当該新築等に係る工事(開発行為(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。)を伴う場合にあっては、当該開発行為)をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出て、知事と協議しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 二 特定施設の名称及び所在地 三 特定施設の用途 四 その他規則で定める事項 ○届出には、特定施設の位置図その他の規則で定める書類を添付しなければならない。 ○協議をした者は、当該協議に基づいて特定活断層に関する調査を実施し、その調査報告書並びに特定活断層の位置図、特定施設の配置計画図及び規則で定める書類(以下「調査報告書等」という。)を知事に提出しなければならない。 (条例第56条) ○協議をした者は、当該協議に係る新築等の工事若しくは開発行為に着手し、又はこれらを完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。(条例第58条) ○特定活断層の直上への特定施設の新築等の回避をしなかった者、届出又は協議をしなかった者、調査報告書等の提出をしなかった者等に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(条例第60条) ○知事は、勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨、当該勧告の内容その他規則で定める事項を公表することができる。(条例第61条)
工事等に着手するまでのフロー	<pre> graph TD subgraph Business [事業所] A[特定施設 建築・届出] --> B[調査計画書 修正等] B --> C[活断層調査 活断層位置図(案)作成] C --> D[調査報告書 (配置計画図) 作成・提出] D --> E[工事着手] end subgraph Prefecture [県] F[届出受理] --> G[調査方法等協議] G --> B G --> H{調査計画書 確認} H --> B H --> I{調査方法等 確認} I --> C I --> J[調査等 不十分] J --> I J --> K[特定施設が活断層直上を 避けていることを確認] K --> L[受 理] L --> D L --> M[県に工事着手・ 完了の届出が 必要です。] end A --> F F --> G G --> B B --> H H --> B H --> I I --> C I --> J J --> I J --> K K --> L L --> D D --> E E --> M </pre>
照 会 先	危機管理部とくしまゼロ作戦課（０８８－６２１－２７１０）